

上越市ガス水道局変動型最低制限価格制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越市ガス水道局が発注する業務委託について、著しい低入札価格による受注を防止するため、最低制限価格の設定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 変動型最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）は、次の委託業務を対象に設定する。

- (1) 公共下水道マンホールポンプ維持管理業務及び農業集落排水処理施設の維持管理業務のうち予算額が100万円以上のもの
- (2) その他、最低制限価格の設定が必要と認められるもの

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格の算定方法は、当該入札における全入札価格から予定価格の120%を超える入札価格及び80%未満の入札価格を除いた入札価格の平均した価格（その価格に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額。以下同じ。）に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、上記により算定した額が予定価格の90%を超えた場合は、予定価格の90%を最低制限価格とする。

2 入札参加者が2者以下の場合、又は前項の平均した価格を算出するときの入札価格が2件以下の場合は、予定価格の90%を最低制限価格とする。

(その他)

第4条 この要領に定めのない事項およびこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から実施する。